(1750)	143011	菱翠	［新設］
(1751)	143013	ひまわり９	［新設］
(1752)	143021	ＯＬＹＭＰＩＡＮ　ＨＩＧＨＷＡＹ	［新設］
(1753)	143023	りゅうなん	［新設］
(1754)	143039	陽和丸	［新設］
(1755)	143041	ＰＲＯＣＹＯＮ　ＬＥＡＤＥＲ	［新設］
(1756)	143043	英雄丸	［新設］
(1757)	143044	ポテト丸	［新設］
(1758)	143048	第八三鳳丸	［新設］
(1759)	143049	ＬＩＢＥＲＴＹ　ＡＣＥ	［新設］
(1760)	143060	第八宝生丸	［新設］
(1761)	143064	美鍛丸	［新設］
(1762)	143065	大盛丸	［新設］
(1763)	143067	第二十二日興丸	［新設］
(1764)	143074	にらいかないⅡ	［新設］
(1765)	143081	ＢＡＮＧＫＯＫ　ＨＩＧＨＷＡＹ	［新設］
(1766)	910002	ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ	(1702)　910002　ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ
(1767)	990002	清正	(1704)　990002　清正
(1768)	990003	海進	(1705)　990003　海進
(1769)	990004	ＹＵＴＡＫＡ　５１	［新設］
(1770)	990005	第八十八金栄丸	［新設］
(1771)	990006	げんかい	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の固定資産税から適用する。

平成三十年一月十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 ［1　略］ 2　次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメーター	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 ［1　同左］ 2　次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメーター
所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　20)　略］	［(　1)～(　20)　同左］
(　20)の２　厚木瓦斯株式会社 ／ 同	［新設］
［(　21)～(　30)　略］	［(　21)～(　30)　同左］